

報道関係者 各位

令和6年 10月 23日

【照会先】

神奈川県労働局労働基準部監督課

課長

松田 恵太郎

地方労働基準監察監督官

柏原 周造

(電話) 045-211-7351)

外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和5年の監督指導等の状況を公表します

～監督指導を行った実習実施者のうち、労働基準関係法令違反が認められたのは65.7%～

神奈川県労働局は、このたび、神奈川県内の労働基準監督署（12署）が、令和5年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」）の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場。以下同じ。）に対して行った監督指導の状況について取りまとめましたので、公表します。（別紙参照）

令和5年の監督指導の概要

- 労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した268事業場（実習実施者）のうち176事業場（65.7%）。
- 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（23.9%）、②労働時間（17.9%）、③割増賃金の支払（16.0%）、③健康診断結果の意見聴取（14.9%）の順に多かった。

外国人技能実習制度は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることにより、企業などでの人材育成を通じた技能等の母国への移転により国際協力を推進することを目的としています。

神奈川県労働局や管内労働基準監督署は、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関・外国人技能実習機構との合同監督・調査を行うこととしています。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大又は悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

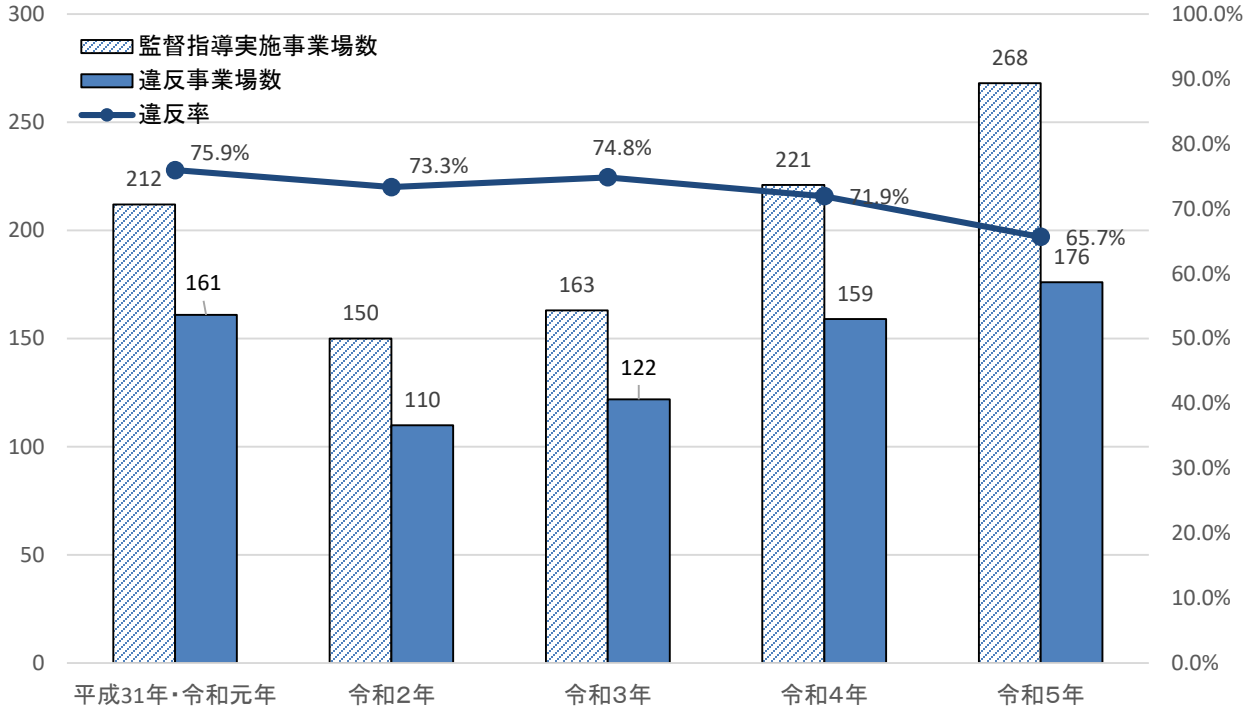
【別紙】技能実習生の実習実施者に対する監督指導の状況（令和5年）

技能実習生の実習実施者に対する監督指導の状況（令和5年）

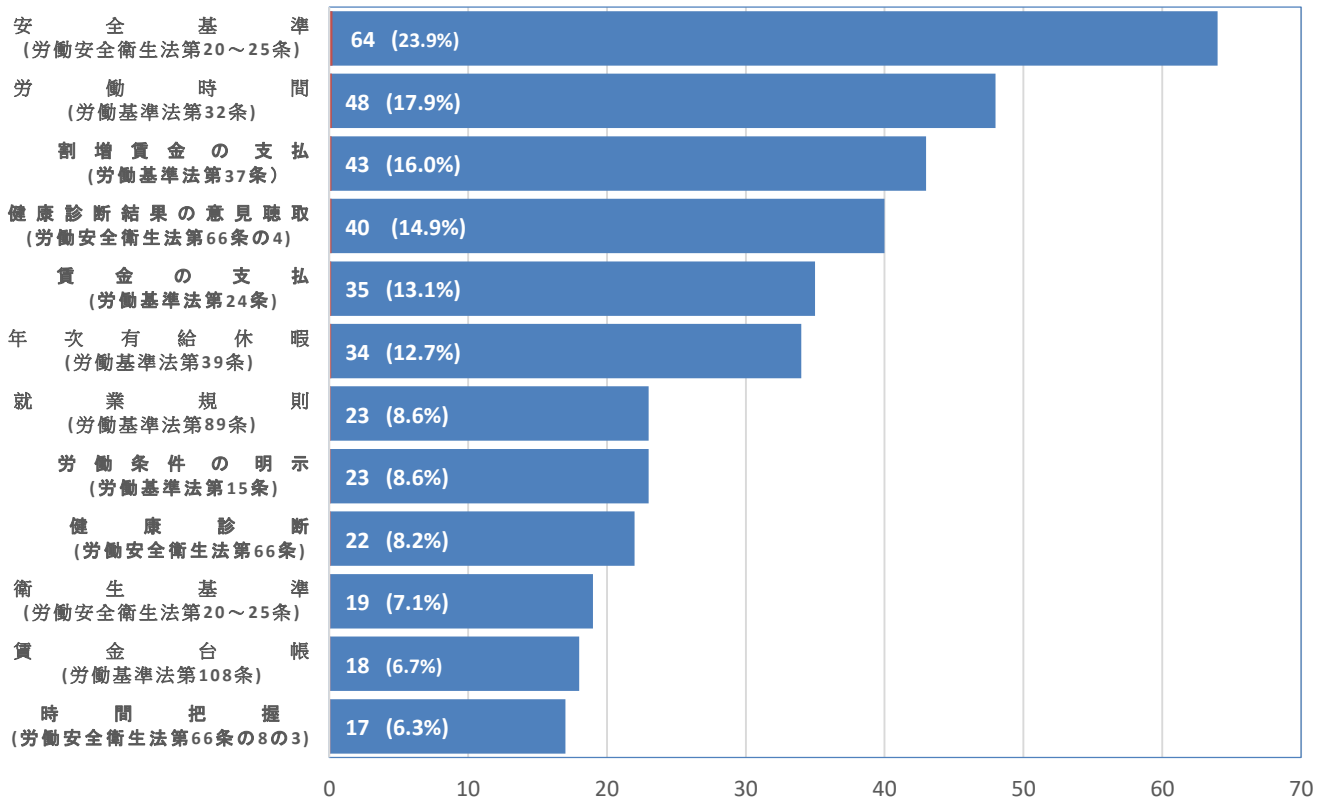
1 監督指導状況

- (1) 神奈川労働局内の労働基準監督機関において、実習実施者に対して268件の監督指導を実施し、その65.7%に当たる176件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に関する違反も含まれる。



- (2) 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（23.9%）、②労働時間（17.9%）、③割増賃金の支払（16.0%）、④健康診断結果の意見聴取（14.9%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、以下のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
機械・金属	57	44 (77.2%)	安全基準 24(42.1%)	労働時間 14(24.6%)	衛生基準 12(21.1%)
食料品製造	50	25 (50.0%)	安全基準 17(34.0%)	労働時間 4(8.0%)	労働条件明示 4(8.0%)
建設	79	55 (69.6%)	割増賃金の 支払 19(24.1%)	健康診断結果 の意見聴取 15(19.0%)	年次有給休暇 15(19.0%)
<参考> 全業種	268	176 (65.7%)	安全基準 64(23.9%)	労働時間 48(17.9%)	割増賃金の 支払 43(16.0%)

<注1> 「主な業種」は、技能実習生の受入人数が多い職種（機械・金属関係職種、食料品製造関係職種、建設関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2> 業種ごとの内訳は以下のとおり。

機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、
電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業
食料品製造・・・食料品製造業
建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業

(4) 監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

外国人技能実習機構の通報を契機に監督指導を実施し、違法な時間外労働等について指導

概要

- 外国人技能実習機構から違法な長時間外労働を行わせ、年5日の年次有給休暇を取得させていない旨の通報があったことから、監督指導を実施したもの。
- 技能実習生に対して、
 - ① 36協定で定めた限度時間（月40時間）を超え、労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限（月100時間未満）を超える、最長で1か月当たり152時間の違法な時間外・休日労働が認められた。
 - ② 1か月当たり60時間を超える時間外労働に対し、5割以上の率で計算した割増賃金を支払っていなかった。
 - ③ 年次有給休暇が10日以上付与される労働者に対し、1年以内に5日間以上の年次有給休暇を時季を指定して取得させていなかった。
 - ④ 定期健康診断の結果、異常の所見が認められた労働者に対し、医師からの意見聴取を実施していなかった。

指導内容

- 1 時間外労働に関する労使協定の限度時間を超えて時間外労働を行わせていたこと及び月100時間以上時間外・休日労働を行わせていたことについて是正を勧告した。

指導事項

労働基準法第32条（労働時間）、第36条第6項違反

- 2 1か月当たり60時間を超える時間外労働に対して、5割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならないことについて是正を勧告した。

指導事項

労働基準法第37条（割増賃金の支払）違反

- 3 年次有給休暇が10日以上付与される労働者に対し1年以内に5日間以上の年次有給休暇を時季を指定して取得させていないことについて是正を勧告した。

指導事項

労働基準法第39条第7項（年次有給休暇の取得）違反

- 4 定期健康診断の結果、異常の所見が認められた労働者に対し、医師からの意見聴取を実施していないことについて是正を勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第66条の4（医師からの意見聴取）違反

指導の結果

- 36協定の限度時間による労働時間管理を行い、不足分の60時間を超える時間外労働の割増賃金を支払った。また、年次有給休暇の取得義務化を就業規則に規定し、労働者への周知を徹底した。さらに、地域産業保健センターを活用し、健康診断の結果について、産業医から意見聴取を行った。

事例 2

外国人技能実習機構の通報を契機に監督指導を実施し、特別教育の実施等について指導

概要

- 外国人技能実習機構からフルハーネスの特別教育を実施していないにもかかわらず当該業務を行わせ、法定の除外事由がないのに寮費などを賃金から控除しているとの通報があったことから、監督指導を実施したもの。
- 技能実習生に関して、
 - ① フルハーネスの特別教育を実施せずに当該業務を行わせていた。
 - ② 寮費の賃金控除協定は締結されていたが、弁当代については協定されていなかった。
 - ③ 日々、日報が作成されていたが、日報では正確に始業時刻及び終業時刻が把握されていなかった。

指導内容

- 1 フルハーネスの特別教育を実施せずに当該業務を行わせたことについて、是正 勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第59条第3項（特別教育の実施）違反

- 2 賃金控除協定を締結せず弁当代を賃金から控除していることについて是正を勧告した。

指導事項

労働基準法第24条（賃金の支払）違反

- 3 タイムカードその他適切な方法により労働時間の状況を把握していないことについて是正を勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第66条の8の3（労働時間の状況の把握）違反

指導の結果

- フルハーネスの特別教育については、作業員の一人に特別教育講師養成講習を 受講させ、社内教育によって特別教育を実施した。また、賃金控除協定に「弁当代」の控除を追加し、日報に始業時刻、終業時刻を追加記載することによって、すべて是正・改善がなされた。

2 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関では、出入国管理機関・外国人技能実習機構との間で、その監督等の結果を相互に通報している。
- (2) 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報（※1）した件数は12件、出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報（※2）された件数は67件（※3）である。
 - ※1 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報する事案
労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案
(平成31・令和元年3件、令和2年5件、令和3年4件、令和4年11件、令和5年12件)
 - ※2 出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報する事案
出入国管理機関・外国人技能実習機構において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案
(平成31・令和元年71件、令和2年20件、令和3年5件、令和4年22件、令和5年67件)
 - ※3 平成31・元年については、法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」における技能実習生の失踪事案に関する実態調査に基づき通報された事案46件を含む。
- (3) 労働基準監督機関が、出入国管理機関・外国人技能実習機構から通報を受けた実習実施者については、監督指導等を実施している。
- (4) 強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関・外国人技能実習機構との合同監督・調査を行うこととしている。